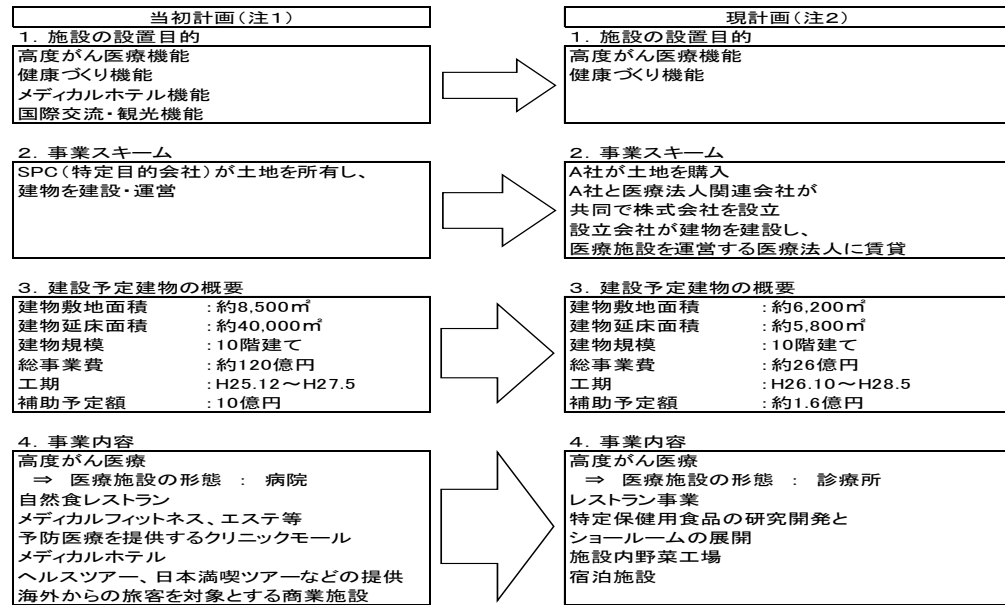


事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）
<p>1 補助事業の趣旨 本事業は、国と地域の協働プロジェクトである「国際医療交流の拠点づくり（りんくうタウン・泉佐野市域）地域活性化総合特区」（以下「特区」という。）における大阪府の役割として、特区の実現を牽引する施設に補助し、りんくうタウンにおける国際医療交流の拠点づくりを促進するとともに、南大阪における府民の健康増進の拠点づくりをめざす事業である。</p> <p>※平成24年6月公表の大阪府の特区計画書における位置付け ≪国際医療交流の拠点づくり≫ がん医療や獣医療など地域の医療資源を活かし、海外の医師との交流や医療機能の充実、海外の動物（ペット）の診療、医療や健康目的での観光客訪日促進など、国際医療交流の拠点づくりを進め、地域の活性化を図る。</p> <p>2 特区指定の経緯 国の総合特別区域評価・調査検討会は、当該施設について、「海外富裕層の滞在治療のニーズが見込まれ、閑空活性化や国際医療ツーリズム競争に伍していく国際医療拠点づくりの先駆的な取組である」と評価し、りんくうタウンを含む泉佐野市域全体が平成24年3月に特区として認定された。</p> <p>※特区全体の経済波及効果・雇用創出効果 ・経済波及効果 約542億円 ・雇用創出効果 約5,400人</p> <p>3 補助事業の予算化にかかる経緯 (1) 大阪府は、国際医療交流の拠点づくり促進事業費補助金として、事業者が建設する建物の建設費100億円の10%を補助金として交付する予算を平成24年度当初に措置したが、事業進捗の遅れにより、予算は執行されず、再度、翌25年度当初予算で2億円を予算化した。（26年度及び27年度債務負担行為8億円） (2) 平成25年10月にA社が補助対象建物の建設予定地を大阪府から購入したが、その後、計画の縮小や遅れに伴い、25年度予算も執行されず、再々度26年度当初予算で0.2億円を予算化した。（27年度及び28年度債務負担行為1.4億円） (3) 補助対象となる事業計画の縮小に伴い、大阪府の補助金額は、平成24年度の10億円と比べると1.6億円と大幅に縮小した。</p> <p>※事業計画の縮小 平成24年度予算要求時に説明されていた当初計画に比べると、平成25年10月に事業者から提出された計画は、別図のとおり、大幅に事業内容が縮小されている。 今後の予定としては、事業者は平成26年度中に建設工事を始め、平成28年10月の事業開始を目指している。</p>	<p>1 本事業は国際医療交流の拠点として特区の実現を牽引する施設を建設する特定の一事業者に大阪府から補助金を交付するものであり、補助事業の実施に当たっては、当該施設の公益性について、適切に評価することが重要である。 しかし、当該施設の事業計画は、当初計画から大幅に縮小され、「特区の実現をけん引する」施設であることや、特区全体の経済波及効果、雇用創出効果を実現するものであることの確認が困難である。</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際交流・観光促進機能が目的から外されている。 事業規模は120億円から26億円に縮小。 医療サービスを行う核となる施設が病院から診療所に変更。 メディカルホテル、ヘルスツアーを提供する施設及び外国人旅客を対象とする商業施設など、主に海外旅客を対象とする施設が含まれていない。 <p>2 要領に記載されている目標数値は、外国人医師臨床修練等受入数20件/年、がん患者診療数5,600件/年である。がん患者診療数は平成25年度実績より、2割程度増加するだけであり、国際医療交流の拠点として特区の実現を牽引する施設の目標としては十分とは言えない。 また、この目標数値だけでは、特定の一事業者のみに補助を限定することは、公平性の観点から難しいと考えられる。 さらに、目標数値が、「国際医療交流の拠点づくりの状況に応じて見直すもの」とされているのは、仮に目標が未達成の場合でも、それに合わせて目標を下方修正する余地を残すものであり、適切な目標数値の設定とは言えない。</p> <p>3 平成25年度監査で「今後の事業計画について、特区を牽引するに相応しい施設であるかどうか等、幅広い専門的見地から公益上の必要性について審査を行われたい。」との委員意見を付している。担当課は、複数の専門家から公益性に関し個別に意見聴取したとしているが、公益性の裏付けとも言える経済波及効果等の検証も不十分であるなど、委員意見の趣旨をふまえた審査が行われているとは言えない。</p>	<p>事業計画縮小後の当該施設が、当初の目的どおり特区の実現を牽引する施設として補助金交付に相応しいものであるかについて、当該施設の経済波及効果や雇用創出効果等の具体的な数値を示すことなどにより、府民への十分な説明責任を果たされたい。</p>

別図



(注1)平成24年度予算要求時の資料に基づく。
 (注2)A社から提出された事業計画書及び平成26年度予算要求時の資料に基づく。

4 補助金交付要綱の制定

- 大阪府は平成26年7月に「国際医療交流拠点づくり促進事業補助金交付要綱」(以下「要綱」という。)及び「国際医療交流拠点づくり促進事業補助金交付取扱要領」(以下「要領」という。)を施行した。
- 補助金交付の目的は、高度がん医療拠点施設の建設に要する経費の一部を大阪府が交付することにより、りんくうタウンにおける国際医療交流の拠点づくりを促進し、国内外の人々が訪れ、交流する魅力と活力ある地域づくりを目指すことを目的とするもの(要綱第2条)だが、要領に定める目標数値は、外国人医師臨床修練等受入数20件/年、がん患者診療数5,600件/年のみであり、また、「国際医療交流の拠点づくりの状況に応じて見直すもの」とされている。
- 平成26年8月に、事業者(A社と医療関連会社が共同で設立した株式会社)より補助金交付申請書が提出され、既に交付決定済である。

5 専門家からの意見聴取

大阪府は、平成25年度の監査結果を受け、平成26年4月に、事業者から提出された事業計画の内容等について、医療・法務・事業経営の専門家(3人)から意見を聴取し、アドバイスを得ている。

《専門家からの意見聴取概要》

- 【医療面】**
- ・がん医療の整備がりんくうの発展にどうつながるのかを、一般府民が見ても理解できるように示す必要がある。
- 【法務面】**
- ・外国人の患者がいなかった場合に、補助金の返還を求めるのなら、返還を義務付ける規定が必要だが、府の規則等で可能か。
 - ・コンビニ・レストランを誘致する場合、病院の機能として認めることのできる範囲にしておくのが良い。
 - ・要綱としては他の医療機関も対象とできるようにすべきである。
- 【事業経営面】**
- ・補助要綱に具体的な必要事項を記載したほうが良い。
 - ・実現可能性を見るために、補助事業開始後の平成26年度から損益を求めるべき。
 - ・報告には、単なる実績値ではなく、分析結果とその報告を求め、PDCAのCAまで提出させたほうが良い。

措置の内容

本特区の計画期間は当初5年(平成27年度末まで)であったが、平成28年度以降も継続して指定する区域となった(平成28年4月1日閣議決定)。
 補助金の交付決定に当たっては、当該施設が本特区の目的実現を牽引する施設となるよう、補助金交付後も10年間、事業の実施状況を確認していくこととしている。
 その上で、府民への説明責任を果たすという点については、特区事業の実施状況、経済波及・雇用創出効果等における数値目標の達成状況等の評価を行い、国及び府のホームページにおいて公表している。

監査(検査)実施年月日(委員:平成26年8月8日、事務局:平成26年6月17日から平成26年6月18日まで)

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項（意見）
<p>1 事案の経緯</p> <p>(1) りんくうタウン産業用地の事業用定期借地契約の賃貸料（以下、「賃貸料」という。）は、鑑定評価書に基づき決定している。 車両出入口を設置するに当たっては、岸和田土木事務所及び泉佐野警察署より許可を得ることが必要である。</p> <p>(2) A社は大阪府との事業用定期借地契約締結前から、府道「大阪臨海線」側に車両出入口の設置を、岸和田土木事務所及び泉佐野警察署と協議を続けており、契約締結してから約1年後の平成26年4月に車両出入口設置の許可を得た。</p> <p>(3) A社との事業用定期借地契約については、契約より約1年3か月前に取得した鑑定評価書及び契約日直前の当該鑑定評価書に係る意見書に基づいて賃貸料が決定されており、鑑定評価書では「大阪臨海線」に車両出入口を設置できないことが前提になっている。</p> <p>(4) りんくうタウンの「まちづくり要綱」及び「設計マニュアル」で、車両の出入口は「原則として大阪臨海線、泉佐野田尻泉南線以外の道路側とすること」とされていたが、平成24年10月16日付で当該要綱等は廃止されている。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>※鑑定評価書の取得時期や、契約時期を含めた時系列は下記の通りである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年11月30日：当初の鑑定評価書の報告日 ・平成24年10月16日：「まちづくり要綱」・「設計マニュアル」廃止 ・平成25年3月11日：契約金額の最終根拠となった意見書の報告日 ・平成25年3月12日：A社からの事業用定期借地権付用地賃借申込書日付 ・平成25年3月21日：A社との事業用借地権設定のための覚書締結 ・平成25年3月27日：A社との事業用定期借地権設定契約締結 ・平成26年3月6日：A社が岸和田土木事務所に車両出入口の道路工事施工許可申請 ・平成26年4月3日：泉佐野警察署が車両出入口の道路使用許可 ・平成26年4月17日：岸和田土木事務所が車両出入口の道路工事施工許可 </div>	<p>1 賃貸料は「大阪臨海線」に車両出入口が設置できない前提の鑑定評価書に基づくものであるが、契約締結後に車両出入口が設置されている。</p> <p>2 鑑定評価書の付記意見では、「大阪臨海線」に車両出入口が設置できる場合の賃貸料は、設置できない場合に比べて5%高くなるとされているが、現状はこの条件が考慮された賃貸料とはなっていない。</p> <p>3 契約上、賃貸料は3年ごとに「消費者物価指数の変動に応じて改定」と明記されているが、今回のケースのような前提条件の変更による賃料改定は明記されていない。</p> <p>なお、担当課は、平成24年4月、関連機関と大阪臨海線の車両出入口の設置に係る協議をしたが、原則として設置は認められないとの回答を得ていた。</p> <p>平成24年10月に「まちづくり要綱」を廃止した後、担当課は事業用定期借地契約締結前に、車両出入口設置の可否について関連機関に意見を求めたが、具体的な事業計画をもって判断するとの回答を得ていた。</p>	<p>【改善を求めるもの（意見）】</p> <p>本件については、鑑定評価書に付記意見があること、及びA社が契約締結前から、府道「大阪臨海線」側に車両出入口の設置の協議を続けていたことを鑑みると、担当課は、契約締結時点において、将来的に車両出入口の設置が認められる可能性があることを認識していたと考えられる。</p> <p>府道「大阪臨海線」側に車両出入口が設置できない前提で算出された賃貸料で契約締結した後、車両出入口が設置されているのは、賃貸料に影響する前提条件の重要な変更であることから、次の賃貸料改定時にこの点を留意して交渉されたい。</p> <p>また、今後、同様の事例で、契約締結後に、前提条件の変更があることが予期される場合は、特約条項を付すなど、前提条件の変更を想定した事業用定期借地契約の締結に努められたい。</p>

<p>2 鑑定評価書の内容 意見書の前提となった鑑定評価書には下記の記載がある。</p> <p>[4]付記意見 弊社発行の本鑑定評価に基づき、ご依頼者のご依頼により下記各事項について考察するものである。</p> <p>1. 本件対象不動産の土地について、府道「大阪臨海線」に車輛出入口を設置できる場合の月額支払賃料の額</p> <p>(1)考察 対象不動産は、府道「大阪臨海線」に車輛出入口を設置するにあたっては、道路管理者及び大阪府公安委員会等と十分な協議が必要となる。 協議の結果、車輛出入口の設置が認められた場合における月額支払賃料は、通行による効用増を約5%程度と認め以下の如く査定した。 月額支払賃料353円/m² × 効用格差率1.05 ≒ 370円/m²程度 (以下、略)</p>		
措置の内容		
<p>A社に対する平成27年4月の貸付料改定時に交渉を行ったが、合意に至らなかった。今後、契約締結後に前提条件の変更があることが予期される場合には、貸付料の改定の条項に「甲は、前項の改定にかかわらず、第7条第1項に定める貸付料の基礎となる不動産鑑定評価（貸付料）の要因等に変動があった場合、甲乙協議して改定することができる。」を付し、事業用定期借地契約を締結する。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：平成26年8月8日、事務局：平成26年6月17日から同月18日まで）

地域福祉・子育て支援交付金の事務手続の不備

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>地域福祉推進室 子ども室 高齢介護室</p>	<p>大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱において、市町村の実績報告書の内容（各事業の内容、事業効果、事業実施後の課題及び今後の対応等）を公表しなければならないとしているが、平成23年度以降の公表はなされていない（平成23年度は各事業計画のみ公表済み）。</p> <p>【地域福祉・子育て支援交付金事業概要】 府は、市町村が創意工夫を凝らし、地域の実情や住民ニーズに応じてきめ細やかな事業を実施することができるよう、地域福祉・子育て支援交付金により、地域福祉の推進、子育て支援及び高齢者福祉の推進に資する事業を行う市町村に対して財政的支援を行っている。</p> <p>○平成25年度の主な事業（決算額2,102百万円）</p> <p>(1) 地域福祉推進室 ・地域福祉分野（99事業） 小地域ネットワーク活動推進事業 コミュニティソーシャルワーカー配置事業 等</p> <p>(2) 子ども室 ・子育て支援分野（185事業） 在宅子育て家庭への支援 等</p> <p>(3) 高齢介護室 ・高齢者福祉分野（28事業） 街かどデイハウス支援事業 等</p>	<p>【是正を求めるもの】 大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱に基づき、平成23年度以降に市町村が取り組んだ事業内容について、早急に公表されたい。</p> <p>【大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱】 (実績報告書等) 第13条 規則第12条の規定による報告は、地域福祉・子育て支援交付金事業実績報告書（様式第7号）に知事の定める関係書類を添えて、対象事業の完了したその翌日から起算して30日以内又は当該会計年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、知事に提出することにより行わなければならない。 2 知事は市町村長から報告された前項の実績報告書の内容に基づいて、速やかにその内容を取りまとめ、インターネットの利用その他の方法によりその概要を公表しなければならない。</p>	<p>平成23年度から平成26年度までに市町村が取り組んだ事業内容について、大阪府地域福祉・子育て支援交付金交付要綱に基づき、大阪府ホームページにおいてその概要を公表した。今後の取組においても、速やかに公表していく。</p>